

「千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（案）」
の概要に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和6年4月17日(水)～5月16日(木)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 27人（42件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

【項目】

- 1 60歳未満の単身の方が入居可能となることについて
- 2 同居者がいる場合の要件について
- 3 その他

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
(1) 60歳未満の単身の方が入居可能となることについて			
1	<p>良い改正だと考える。</p> <p>例えば児童養護施設で暮らす方が施設を出る際に県営住宅を案内すれば、自立の不安が軽減されるのではないかと。</p>	1	<p>児童養護施設等から退所される方にも利用していただけるよう、周知してまいります。</p>
2	<p>賛成である。</p> <p>単身世帯の増加、主に団塊ジュニア世代・就職氷河期世代について、低価格で入居可能な住宅のニーズが今後高まるのではないかと。</p>	1	<p>収入が低く住宅に困窮している60歳未満の方々が住宅を確保できるよう、引き続き県として取組を続けてまいります。</p>
3	<p>賛成である。</p> <p>入居者の高齢化、外国籍の方の増加などにより、団地運営の担い手が減っていると感じている。</p> <p>60歳未満の若い力が必要と感じている。</p>	1	<p>入居者資格の見直しにより、県営住宅のコミュニティの活性化を図りたいと考えています。</p>
4	<p>所得の少ない働き始めたばかりの若い方の入居が出来ることになり、地域活性化できるのではないかと。</p>	1	<p>収入が低く住宅に困窮している60歳未満の方々が住宅を確保できるよう、引き続き県として取組を続けてまいります。</p>
5	<p>入居者の条件の緩和はいいことだと考えるが、さまざまな入居者が混在することでトラブルの増加等を懸念している。</p>	3	<p>入居者への説明会等を通じて、団地生活上のルールの説明・周知に努めています。</p>
6	<p>基本的には反対であるが、単身者用の住居を増やし、単身高齢者の入居を増やすことは良いことである。</p>	2	<p>収入が低く住宅に困窮している単身の方々が住宅を確保できるよう、引き続き県として取組を続けてまいります。</p>

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
(2) 同居者がいる場合の要件について			
7	市町村の制度を活用したパートナーシップ宣誓者の入居を可能とする案に賛成である。住宅確保の際にセクシュアリティを開示することができないのが今の日本の現状であり、セクシュアルマイノリティへの理解推進の取り組みとして、公営住宅に入居可能となることが果たす役割は大きいと考える。	1	御意見として承ります。
8	<p>パートナーシップを宣誓した方の入居を可能とすることに反対である。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度は法律上の婚姻と異なり、法的な権利や義務が生じるものではないなど、法的な問題がある。</p> <p>また、代理出産、共同親権、同性婚などの問題が解決していないため、子供の未来への悪影響や混乱が懸念される。</p>	9	<p>住宅の確保が困難な方に入居資格を広げることによって、住宅セーフティネット機能の強化につながると考えています。</p> <p>なお、パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度を補完するものであることから、市町村が判断するものと認識しています。市町村が発行する公的な証明を活用して、客観的な基準により入居者資格の確認を行ってまいります。</p> <p>また、代理出産などについては、今回の改正には直接関係しない内容ですので、御意見として承ります。</p>
9	<p>同居者は、親族に限るべきである。</p> <p>安易な手段で届出が可能なパートナーシップ宣誓者を同居者として認めることは、新たな犯罪を生む可能性があり、また、住環境の悪化や風紀の乱れを招くと考えられるため、決して住宅セーフティネット機能を強化することを目的とした改正に合致しない。</p>	6	<p>住宅の確保が困難な方に入居資格を広げることによって、住宅セーフティネット機能の強化につながると考えています。</p> <p>なお、パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度を補完するものであることから、市町村が判断するものと認識しています。</p> <p>入居される方へは、入居説明会等を通じて、団地生活上のルールの説明・周知に努めていきます。</p>

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
10	<p>パートナーシップ宣言の方を入居可能とすることは、時期尚早と考える。</p> <p>最近、多くの自治体がパートナーシップ制度を取り入れているが、証明書を発行する上では自己申告（口頭確認）で証明されるところが殆どである。</p> <p>パートナーシップ宣言の履歴は確認できないうえ、更新料が不要な県営住宅はかなりメリットがあるので、悪用されるのではないか。</p>	1	<p>住宅の確保が困難な方に入居資格を広げることによって、住宅セーフティネット機能の強化につながると考えています。</p> <p>なお、パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度を補完するものであることから、市町村が判断するものと認識しています。市町村が発行する公的な証明を活用して、客観的な基準により入居者資格の確認を行ってまいります。</p>
11	<p>「パートナーシップを宣誓した方を入居を可能とする」ことが住宅セーフティネット機能の強化につながるのか。</p> <p>要件を見直すことで、パートナーシップを宣誓したら優先入居出来てしまうという流れになり、本来低廉な住宅を望んでいる県民が入居できなくなる恐れはないか。</p> <p>また、拡大解釈や悪用され、日本在留資格を持たないものが入居し、文化・環境の違いにより住民内で軋轢が生まれ混乱に陥る恐れはないか。</p>	1	<p>住宅の確保が困難な方に入居資格を広げることによって、住宅セーフティネット機能の強化につながると考えています。</p> <p>また、空き家を有効活用することを想定しており、従来からの対象者が入居できなくならないよう工夫してまいります。</p> <p>なお、在留資格のない方は、パートナーシップ制度の対象にはならず、そもそも県営住宅の入居要件を満たさないことから、いただいたご意見のような心配は無いと考えます。</p>

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
12	<p>この改正は、多様性条例等を考慮して早急改正しようという事だと思うが、入居者要件について「親族に加え、親族と同等の生活基盤を形成しようとする者」という表現は非常に曖昧。県営住宅は税金で建てた物、入居者については厳しい基準を設けておいて欲しい。入居時のハードルを下げれば、入居後管理していく上で益々問題点が多発する事でしょう。</p>	1	<p>今回の改正は、多様性条例制定の前から法改正や国の通知を踏まえ検討を進めてまいりました。</p> <p>親族と同等の生活基盤を形成しようとする者とは、今回のパブリックコメントにおいてお示ししているとおり、「里親に委託された子どもと、市町村の制度を活用してパートナーシップを宣誓した方」のことです。</p> <p>今回の改正では、同居親族要件は撤廃しますが、収入要件、住宅に困窮していること、県内居住などの要件については改正しないので、パートナーシップを宣誓した方等も従前の入居者と条件は変わりません。</p>
13	<p>親族ではなく事実婚を含むとは何事ですか。婚姻を前提として、入居申し込みをし、その後婚姻が確認できない場合には、欠格として入居取り消しの措置も必要です。</p>	1	<p>従来から、事実上婚姻関係にある方の入居を認めています。なお、内縁関係は、住民票で「未届夫」または「未届妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことを確認できることを要します。</p> <p>また、同棲中の方が婚約している場合は入居の申込ができますが、入居審査時に婚姻した旨の証明がなければ、現在でも失格の扱いとなります。</p>

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
14	なぜ里親制度における国際養子縁組、里親ビジネスなどといった問題が解決していないのに、千葉県でさらに問題を生み出すような施策をするのでしょうか。	2	<p>里親となるには、里親認定要件を満たし、研修受講や児童相談所による家庭訪問、社会福祉審議会での審査等を経て、里親として認定・登録される必要があります。</p> <p>県営住宅に入居しようとする者の同居者が里子である場合、児童相談所が発行する公的な書類にて、入居者資格の確認を行うこととします。</p>
(3) その他			
15	<p>裁量階層(※)に該当する子育て世帯の条件を、現行の「小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合」から、「18歳に達するまでの子がいる場合」に見直してほしい。</p> <p>※裁量階層とは、特に居住の安定を図る必要がある世帯として入居収入基準の緩和が図られた世帯のことです。</p>	1	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
16	自治会・町内会の在り方も見直すべきであり、可能ならば、管理人を有償で雇うことも必要ではないか。	1	<p>入居者資格の見直しにより、60歳未満の単身者等が入居することで、県営住宅のコミュニティの活性化を図りたいと考えています。</p>
17	外国籍の入居者へ、規則等の説明の徹底と、サポートが必要である。	1	<p>外国語版の案内の作成や通訳者の活用等により、支援を実施しているところですが、引き続き外国籍の入居者の方へのサポートを続けてまいります。</p>

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
18	生活に困っている外国籍の方と日本籍の方を同等に扱わないでいただきたい。まず困っている日本人から手を差し伸べるのが正しい行政のあり方である。	2	<p>県営住宅に入居できる方は、県内に住居を有する人であり、国籍を問わず、要件を満たす県民の方が等しく入居できます。</p> <p>なお、外国人については、従来から、1年以上の在留資格を有し、千葉県内に住所のある方が入居できます。</p>
19	言葉・文化の異なる外国籍の方が県営住宅に入居することに反対である。文化が違えば、日本人との間にあつれきが生じる。	3	<p>外国人については、従来から1年以上の在留資格を有し、千葉県内に住所を有する方が入居できます。</p> <p>入居者への説明会等を通じて、団地生活上のルールの説明・周知に努めていきます。</p>
20	夫婦ではない関係の場合、世帯を同一にしなければならぬ根拠がないため、別世帯として住民登録をすれば、世帯所得が入居条件を超えているかどうかは一律には把握できない。収入の低いほうが申請者になれば、他方の者が高収入でも入居できてしまう。世帯全員の所得を把握したうえで審査すべきである。	1	従来から、事実上婚姻関係にある方の場合も含め、入居時に世帯全員（義務教育修了者）の収入を課税証明書等により確認しています。
21	入居者が減少しているということは需要が少なくなってきたということ。事業規模を縮小して、県費の支出を抑制すべきである。	1	確かに県営住宅では空き家が増加していますが、単身世帯の増加等、社会状況の変化に対応し、潜在的な需要に応じて県有資産の有効活用を図るため、今回の入居者資格の見直しを行うこととしました。
22	飼い主への教育・啓発と取り決めのもと、県営住宅において動物飼育ができるようにすべき。	1	動物アレルギーの方への配慮も必要であり、現時点では、動物飼育を可能とすることは考えていません。